

VI編(通) 競争、税および法の接近に関する共通規定

第一章 競争に関する規定

一節 企業に適用する規定

一〇二条(八二条)(修正)

1 加盟国間の貿易に影響を及ぼし、域内市場内における競争の妨害、制限または歪曲を目標とするか、または結果として起こす企業間の協約、企業間の結合による決定および協調的行為は、すべて、域内市場とは両立しないものとして禁止される。特に以下のものを含む。

- (a) 買取価格、販売価格またはその他のあらゆる売買条件を直接的あるいは間接的に固定するもの
- (b) 生産、市場、技術開発または投資を制限あるいは統制するもの
- (c) 市場または供給源を分配するもの
- (d) 等価の取引とは異なる条件を売買相手に請求した結果、競争に不利をもたらすもの

(e) 本来的にまたは商慣習上において契約の主旨とは関連しない補足的義務を売買相手に受諾させることにより契約を結ぶもの

2 本条によって禁止された協約または決定は、すべて自動的に無効となる。

3 しかしながら以下の場合は、1項の規定が適用されない旨を表明することができる。

- 企業間の協約あるいはこれに類するもの
- 企業の結合においてなされた決定あるいはこれに類するもの

— 協調的行為あるいはこれに類するものであり、かつ、商品の生産または流通の改善もしくは技術的、経済的向上の促進に貢献するとともに、その結果生じた利益を消費者が適正に享受できるもの

ただし、以下はこれにあたらぬ。

- (a) これらの目標を達成するための必要以上の制限を関係企業に課すもの
- (b) 当該産品の主要な部分について、競争を排除する可能性を関係企業に与えるもの

一〇二条(八二条)(修正)

域内市場またはその実質部分における支配的な立場を一つあるいはそれ以上の企業が濫用することは、それが加盟国間の貿易に影響を及ぼす限りにおいて、域内市場とは両立しないものとして禁止される。

- 前記に言及された濫用とは、特に以下の行為にありうる。
- (a) 不適正な買取価格、販売価格またはその他のあらゆる売買条件を直接的あるいは間接的に課するもの
- (b) 生産、市場または技術開発を制限することにより消費者に損害を与えるもの
- (c) 等価の取引とは異なる条件を売買相手に請求した結果、競争に不利をもたらすもの
- (d) 本来的にまたは商慣習上において契約の主旨とは関連しない補足的義務を売買相手に受諾させることにより契約を結ぶもの

二節 国による援助

一〇七条(八七条)(修正)

1 条約に別段の定めがない限り、形式の如何を問わず、加盟国により、もしくは加盟国の資金を通して与えられる援助で、特定の企業または特定の生産に利益を与えることによつて競争を歪めるもの、もしくは歪めおそれのあるものは、加盟国間の貿易に影響を及ぼす限り、域内市場とは両立しない。

2 次に掲げる援助は、域内市場と両立する。

- (a) 個々の消費者に与えられる社会的性格を持つ援助で、商品の原産地による差別のないもの
- (b) 自然災害もしくは他の異常事態によつて生じた被害を改善するための援助
- (c) ドイツの分割により影響を受けたドイツ連邦共和国の特定地域の経済に対し、その分割により生じた経済的不利益を補償するために必要な限りにおいて与えられる援助。リスボン条約の発効の五年後、理事会は、委員会の提案に基づき、本目を廃止する決定を採択することができる。

3 次に掲げる援助は、域内市場と両立するものと見なすことができる。

- (a) 生活水準が異常に低い地域もしくは深刻な雇用不足が生じている地域、ならびに構造的、経済的および社会的状況を考慮しつづつ三九条に言及される地域の経済開発を促進するための援助
- (b) 欧州の共通利益となる重要な計画の達成を促進するため

の、もしくは加盟国経済の深刻な混乱を救済するための援助

- (c) 特定の経済活動もしくは特定の経済地域の開発を促進するための援助で、共通利益に反するほど貿易条件に悪影響を与えないもの
- (d) 文化および遺産の保存を促進するための援助で、共通利益に反するほど同盟の貿易条件および競争に悪影響を与えないもの
- (e) 委員会の提案に基づき、理事会の決定により定められる他の種類の援助

一四九条(九四九条)(二一五版九五条から移動および修正)

1 条約に別段の定めがない限り、以下の規定は二六条に述べられた目標の達成のために適用する。欧州委員会および理事会は、通常立法手続きに従つて、経済社会委員会と協議した後、域内市場の確立および運営を目標とする加盟国の法、規制および行政行為により定められた規定の接近のための措置を採択する。

2 1項は、財政規定、人の自由移動に関する規定、被雇用者の権利と利益に関する規定には適用しない。

3 委員会は、健康、安全、環境保護および消費者保護に関連して1項に定める提案をする場合には、科学的事実に基づきあらゆる新たな発展を特に考慮しつづつ、高い水準の保護を確保とする。欧州委員会および理事会も、それぞれの権限内で、この目的の達成を模索する。

4 欧州議会および理事会によつてもしくは理事会または委員会により調和化措置が執られた後、加盟国が、三六条に定められた重大な必要を根拠として、または、環境あるいは労働環境の保護に關連して、国内規定を維持する必要があると判断した場合、加盟国はそれらの規定とそれらを維持する根拠を委員会に通告する。

5 さらに4項を侵害することなく、欧州議会および理事会によつてもしくは理事会または委員会によつて調和化措置が採択された後、加盟国が、その調和化措置が採択された後に発生した当該加盟国に特有の問題を根拠に由来する、環境または労働環境の保護に関する新しい科学的根拠に基づいて、国内規定を新たに定める必要があると判断したときは、その加盟国は予定している規定とそれを定める根拠とを委員会に通告しなければならぬ。

6 委員会は4項および5項で定められた通告から六カ月以内に、該当する規定が加盟国間の貿易に対する意図的な差別または偽装された制限であるのか否か、および域内市場の運営に対する障害となるのか否かを審査した後、これらの国内規定を承認または拒否する。

六カ月以内に委員会が決定を下さない場合には4項および5項に定められた国内規定は承認されたものと判断される。

問題が複雑で、かつ、人の健康に対する危険がない場合には委員会、本項により期間をさらに六カ月を限度として、延長することを当該加盟国に通告できる。

7 6項に従い、加盟国が調和化措置にもかかわらず国内規定を維持または導入することを許された場合は、委員会は直ちに、その調和化措置の修正を提案するか否か、検討しなければならぬ。

8 加盟国が、調和化措置の優先的対象となつていない分野において公衆衛生に関する特別の問題を生じた場合には、その加盟国は委員会に注意を喚起し、委員会は理事会に対して、適切な提案をするか否かを直ちに検討する。

9 二五八条および二五九条に定められた手続きに関わらず、委員会および加盟国は、他の加盟国が本条に定められた権限を不当に行使して入ると判断するときは、欧州同盟司法裁判所に直接提訴することができる。

10 以上に定められた調和化措置は、適当な場合には、三六条に定められた非経済的理由により、加盟国に同盟統制手続きの下で暫定措置を執ることを認める緊急避難条項を含むものとす。